

令和2年度答申第13号
令和2年5月15日

諮問番号 令和2年度諮問第5号（令和2年4月17日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条1号所定の被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が上記被爆者であることを証明する書類を得ることができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条1号には、「原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者」が掲げられている。

- (2) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成30年1月4日、処分庁に対し、B市に原子爆弾が投下された際、当時のC地a丁目bの説教所(D寺)に居て、直接被爆したとして、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請(本件申請)をした。

(被爆者健康手帳交付申請書)

- (2) 処分庁は、平成30年2月28日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が被爆者援護法1条1号の規定に基づく被爆者であることを証明する書類を得ることができないとの理由を付して、本件却下処分をした。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項に規定する要件の
非該当について(通知))

- (3) 審査請求人は、平成30年3月23日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (4) 審査庁は、令和2年4月17日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、昭和20年8月6日、当時のC地a丁目で被爆したことは、事実である。処分庁は、審査請求人の被爆について6件の客観的裏付けがあることを知りながら、本件却下処分をしたから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条1号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

審査請求人は、原子爆弾が投下された際、当時のC地a丁目に居住していたと主張しているが、当該事実を裏付ける証拠等はない。

審査請求人は、「E国民学校の4年生だった私は、課外授業に参加するためD寺という説教所に行き、そこで被爆した」旨を申述している。審査請求人が提出した資料から、現在のF地が昭和20年8月6日時点ではD寺であったこと、その後、D寺がG寺の墓地になり、平成22年12月8日付でG寺に吸収合併されたことはうかがえる。しかし、B原爆戦災誌には、G寺がE国民学校の分教場になったとの記載はあるものの、D寺でE国民学校の課外授業が行われていたなどの審査請求人の申述と一致する記載はない。

一方、審査請求人の申述の中には、「C地内にあった2個のガスタンクが原爆で破壊され、骨組みだけになっていた」、「H港の海には大勢の被爆者の死体が浮いていた」など、B原爆戦災誌の記載とある程度一致する内容も含まれている。しかし、B原爆戦災誌の記載は、被爆していない者でも確認することが可能であり、上記申述の内容がB原爆戦災誌の記載と一致していることのみを裏付けとして、審査請求人が、原子爆弾が投下された際、C地に居たと認めることはできない。

なお、審査請求人が提出したPの証言は、原子爆弾による放射線に係る自身の研究成果等を述べたものであり、審査請求人が、原子爆弾が投下された際、C地に居たことの裏付けとはならない。

以上によれば、審査請求人は、被爆者援護法1条1号の要件に該当していないと考えられるから、本件却下処分は違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）：平成30年3月23日

（審査庁）：同年4月5日

審理員の指名：令和元年8月30日

（審査庁による受付から約1年5か月）

審理員意見書の提出：令和2年4月8日

（審査庁による受付から約2年）

本件諮問：同月17日

(審査庁による受付から約2年半月)

- (2) そうすると、本件では、審査庁による本件審査請求の受付から審理員の指名までに約1年5か月もの長期間を費やしたため、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年半月もの期間を要している。換言すれば、審理員の指名が速やかに行われていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は8か月程度で済んだものと考えられる。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項参照）から、本件審査請求の受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきたところである（被爆者援護法に基づく医療特別手当の失権処分に関する平成30年度答申第21号、第66号、第73号、第86号及び第87号並びに令和2年度答申第6号、被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する令和元年度答申第47号、第68号、第71号、第81号及び第88号並びに令和2年度答申第9号）が、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、昭和20年8月当時、E国民学校の4年生であり、同月6日、同校の課外授業に参加するため、当時のC地a丁目bにあったD寺という説教所（同校の分教場）に登校し、同所で被爆したと主張し（被爆者健康手帳交付申請書添付の申述書）、この被爆については、6件の客観的裏付けがあると主張している（審査請求書）。そこで、以下、その主張について検討する。

ア 客観的裏付けの1（I旅館のおじさんの氏名、生年月日の調査）について

審査請求人は、厚生労働省の担当官の依頼で調査した結果、父のQ（以下「父Q」という。）及び審査請求人は、昭和20年8月当時、おじさんの貸家に居住していたこと、おじさんの氏名はR、生年月日は明治44年c月d日であること、おじさんが当時のC地a丁目に旅館（I旅館）及び

貸家5軒を所有していたことが分かったなどと主張している（「被爆客観的資料」と題する書面記載の1、「A県の弁明書に対する反論」と題する書面）ほか、「J地よりK地の叔父（R'、昭和44年c月d日生）を頼って、その借家に入る。時期は昭和20年5月か6月頃」とも主張している（「私が被爆当時友人、友達の無かった事について」と題する書面）。

しかし、父Qの改製原戸籍謄本及び除籍謄本には、父Q及び審査請求人がK市に居住していたことの手掛かりとなるような記載は見当たらない。そして、L県及びM市が調査したところによると、R（又はR'）の被爆に係る情報も、また、同人が所有していたというI旅館に係る情報も確認することができなかった（厚生労働省に対するL知事の令和2年1月30日付け回答及びM市長の同月31日付け回答）。

そうすると、審査請求人が、昭和20年8月当時、C地a丁目に居住していたことを確認することができない。

なお、審査請求人は、昭和20年夏に自宅近くを流れていたN川で遊んだことなどの体験を述べ、自宅周辺の状況も説明している（「A県の弁明書に対する反論」と題する書面）が、これらだけでは、審査請求人が、昭和20年8月当時、C地a丁目に居住していたと認めることはできない。

したがって、審査請求人が主張する上記調査の結果等は、審査請求人が主張する被爆の裏付けとはならない。

イ 客観的裏付けの2（当日E国民学校の行事予定と人的被害）及び客観的裏付けの3（G寺の先代住職の証言）について

審査請求人は、B原爆戦災誌には、「当日朝のE国民学校の行事予定」について、在校生数は児童が50人で、「当時、残留児童のうちで、低学年は、町内の説教所の分教場に行く。当日の登校児童は、市内C地a丁目の低学年児童と高学年児童」との記載があり、同校の「人的被害」について、児童の被爆者は34人で、運動場で遊んでいた児童のうち、約23人が被爆したとの記載があるから、その差の11人は町内の説教所（分教場）で被爆したと考えられるなどと主張している（「被爆客観的資料」と題する書面記載の2）ほか、G寺の先代住職が、審査請求人に対し、「D寺説教所にE国民学校の児童が居て、原爆被害を受けていた。」と証言しているとも主張している（「被爆客観的資料」と題する書面記載の3、「A県の弁明書に対する反論」と題する書面）。

しかし、B原爆戦災誌には、「C地e丁目のG寺（説教場）が、当時

E国民学校の分教場にあてられ、当日も学童が二、三〇人ぐらい、出席していたが、寺院が倒壊し、下敷きになった学童がわめいているので、ただちに救助にかかった。」との記載はある（B原爆戦災誌第2巻所収・同誌第2編第1章第17節（C地区の「被爆の惨状」））ものの、当時のC地a丁目の説教所（D寺）がE国民学校の分教場であったとの記載は見当たらないし、G寺の先代住職は、既に死亡していて、その証言を確認することができない。

そして、そもそも、審査請求人が、昭和20年8月当時、E国民学校の児童であったこと自体を確認することができない（K市E小学校長の平成25年5月21日付け証明書）。

したがって、審査請求人が主張するE国民学校に関するB原爆戦災誌の記載やG寺の先代住職の証言は、いずれも審査請求人が主張する被爆の裏付けとはならない。

ウ 客観的裏付けの4から6まで（審査請求人の体験記）について

審査請求人は、被爆後に、自宅近くにあったガス会社の大きいタンク二つが骨組みだけになっているのを見たこと、K市H港の近くの被爆者収容所（O部隊本部）で治療（傷の手当て）を受けたこと、同港で海に無数の被爆者の死体が浮いているのを見たことなどの体験を述べた体験記（「Bでの被爆体験」と題する書面）を提出し、これらの体験がB原爆戦災誌の記載と一致していると主張している（「被爆客観的資料」と題する書面記載4から6まで）。

しかし、審査請求人が述べる上記体験がB原爆戦災誌の記載と一致しているとしても、それだけでは、審査請求人が主張する被爆の裏付けとはならない。

- (2) そうすると、審査請求人が主張する6件の客観的裏付けは、いずれも審査請求人が主張する被爆の裏付けとはならないし、一件記録を精査しても、審査請求人が当時のC地a丁目にあったというD寺という説教所で被爆したと認めるに足りる資料はない。

したがって、審査請求人は被爆者援護法1条1号所定の被爆者に該当しないから、本件却下処分は違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 原 | | | | 優 |
| 委 | 員 | 中 | 山 | ひ | と | み |
| 委 | 員 | 野 | 口 | 貴 | 公 | 美 |